

農業や介護など14分野（※）で人手不足に お困りの事業者の方へ

出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動ができなくなった外国人の方の再就職支援を行っています。

！事業者の方は、以下の方法により、就職を希望する外国人の方との相互のやりとりができます！

※下記①又は②のいずれか一方のみでも結構です。

①【求人登録票】を入管庁へ提出する

⇒これにより、入管庁ホームページに求人情報が掲載され、就職を希望する外国人の方が求人情報を閲覧することができます！



②入管庁ホームページに掲載している 【求職者情報】の情報提供先に連絡する

⇒これにより、求職者情報の提供先である地方公共団体などに、求職者の紹介のための相談ができます！



※雇用が成立した後、在留資格の手続きが必要となります。
※外国人の方は技能を身に付ける業務に従事することになります。

※14分野とは、特定技能制度と同様、人手不足が特に深刻とされる以下の分野です。
介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

詳しい内容は、コールセンターにお問合せいただくか、出入国在留管理庁ホームページをご覧ください。

【TEL】コールセンター：03-6625-4702

【WEB】入管庁 雇用維持支援 

 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html



マッチングまでの流れ

パターン1 求人事業者情報の登録を希望する場合

STEP ①

求人事業者登録票を入管庁に提出願います。

【送付先及び登録様式は法務省HPに掲載】



STEP ②

求職者側が求人事業者情報を閲覧（法務省HP）

STEP ③

求職者側から就職を希望する事業者に
面接等の申込み

STEP ④

面接の実施・雇用契約の締結

STEP ⑤

地方出入国在留管理局等に在留資格変更
の申請・許可

パターン2 求職者情報にアクセスいただく場合

STEP ①

法務省HPに掲載されている求職者情報及び
同情報の送付先一覧（公的な職業紹介機関
※）を閲覧願います。

※地方公共団体、社会福祉人材センター、農業会議所等

STEP ②

雇用を希望する求職者について、同情報の
送付先の公的職業紹介機関に連絡願います
（あっせんの依頼）。

STEP ③

面接の実施・雇用契約の締結

STEP ④

地方出入国在留管理局等に在留資格変更の
申請・許可

※在留資格申請に係る審査の結果、従事させる分野が特定産業分野に該当しないなどとして不許可になる可能性があります。